

「高齢者疑似体験セット・車椅子」等物品貸出利用要領

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県ボランティアセンター

令和5年5月

福祉教育・ボランティア学習推進のため、体験学習をおこなうボランティアグループなどに対して、無料で高齢者疑似体験セットや車椅子等の貸出を実施しています。

1. 貸出用具

- ・車いす（12台）
- ・高齢者疑似体験セット（大人用8セット、子ども用4セット）
【高齢者疑似体験セット内容は別紙のとおり】
- ・その他（防災とボランティア学習教材、資機材）

2. 利用できる方

- （1）市町村社協、県内の各種団体、学校、施設、企業等
- （2）営利目的での貸出は不可

3. 貸出利用事例

地域や学校・施設での福祉教育・体験学習、企業での職員研修、ボランティア講座など

4. 貸出申込み手続き

- （1）借用料は無料
- （2）貸出期間は原則として1週間以内
- （3）和歌山県ボランティアセンター（以下、センター）が備品の保管及び貸出に伴う事務を行います。センターでは、備品使用方法や留意点について説明し、借業者が行う体験がより効果のある内容になるように支援します。

◆予約、使用承認の手順

- ①センターへ来所またはお電話ください。利用状況をお調べします。
- ②予約状況を確認のうえ、【借用申込書】をセンターに提出します。
- ③センターにて協議のうえ、【貸出通知書】の発行をもって使用承認とします。

◆借用、返却について

- ①センターにて備品を受け取り、活動場所へ運搬をお願いいたします。
- ②貸出時間は、センターの開所時間（土日祝日除く9時～17時）とします。
- ③使用後は、センターに備品を返却し、【使用報告書】を提出していただきます。

5. 遵守事項

- (1) 備品を譲渡及び転貸しないでください。
- (2) 保険の加入に努め、主催者の責任のもと、事故等に十分ご注意ください。(活動中の事故等についての責任は負いかねますのでご了承ください。)
- (3) 貸出・返却の際、センタースタッフが備品の破損がないかチェックを行います。
活動中に備品を破損もしくは紛失した場合は、センターに報告ください。なお、借用人の故意又は過失にある時は使用者の負担で修理または弁償となります。
- (4) 別紙「高齢者疑似体験の実施にあたって」をご一読ください。備品使用未経験の場合は、センターより説明を受けてください。

6. お問い合わせ・申込先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会・和歌山県ボランティアセンター

〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7F

TEL : 073-435-5220 FAX : 073-435-5221 メール : waken-vc@shakyo.com